

恵庭市介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症に備えた支援に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、恵庭市内の介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス等事業所で新型コロナウイルス感染症に罹患した者が発生した場合に備えた市と介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス等事業所並びに介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス等事業所間で行う支援について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護事業所等 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び第8条の2に規定する事業等を行う事業所並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業所をいう。
- (2) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。

(登録)

第3条 この要綱により新型コロナウイルス感染症に備えた相互支援を希望する介護事業所等は、支援登録申請書（様式第1号）を恵庭市に提出しなければならない。

2 恵庭市は、前項の申請書を提出した介護事業所等（以下「登録介護事業所等」という。）

を速やかに登録介護事業所等として登録する。

3 恵庭市は、登録介護事業所等に対し、支援登録通知書（様式第2号）により登録した旨を通知しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、登録した内容に変更があった場合において準用する。

(市の事務)

第4条 市は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事務を行う。

- (1) 次号以外の場合

ア 登録介護事業所等に対する第6条に規定する情報提供の要請

イ アにより提供された情報の管理

ウ ア及びイに定めるほか、市が特に必要と認める事務

(2) 登録介護事業所等から第7条の規定に基づく支援の要請があった場合

ア 支援の要請があった登録介護事業所等（以下「支援対象登録介護事業所等」という。）が求める支援内容の確認

イ アにより確認した支援の可否について支援対象登録介護事業所等以外の登録介護事業所等への確認

ウ 支援対象登録介護事業所等に係る情報の管理及び問い合わせへの対応

エ アからウまでに定めるほか、市が特に必要と認める事務

（登録介護事業所等の事務）

第5条 登録介護事業所等は、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める事務を行う。

(1) 次号及び第3号に定める場合以外の場合 次に掲げる事務

ア 感染症のまん延防止に資する物品の調達及び管理

イ アに関する物品の一覧表作成及び当該一覧表の市への提出

ウ 第3号に定める場合に対応できる人員体制の整備

エ アからウまでに定めるほか、市が特に必要と認める事務

(2) 自らを支援対象登録介護事業所等としたい場合 第7条に規定する支援の要請に関する事務

(3) 支援対象登録介護事業所等が発生した場合 次に掲げる事務

ア 第1号アに関する物品のうち、当該支援対象登録介護事業所等に提供できるものの情報提供

イ 第1号ウに関する人員のうち、当該支援対象登録介護事業所等に派遣できるものの情報提供

ウ 第7条の規定により支援を要請された場合における支援の実施に関する事務

エ アからウまでに定めるほか、市が特に必要と認める事務

(情報提供)

第6条 登録介護事業所等は、恵庭市の要請に応じ、次の各号に掲げる事項を情報提供書(様式第3号)により、市に報告するものとする。

- (1) 前条第1号アに規定する物品の調達及び管理に関する事項
- (2) 前条第1号ウに規定する人員体制の整備に関する事項
- (3) 支援対象登録介護事業所等に係る者のうち、PCR検査及び抗原検査その他の検査により、新型コロナウイルス感染症に罹患していないことが判明したもの及び利用状況その他の事由により明らかに新型コロナウイルス感染症に罹患していないと認められる者の臨時的な対応ができる場合に関する事項
- (4) その他市が必要と認める事項

(支援の要請)

第7条 登録介護事業所等は、当該登録介護事業所等の職員又は利用する者に感染症に罹患した者が発生した場合であつて、この要綱に基づく支援を要請しようとするときは、支援要請書(様式第4号)に次の各号に掲げる事項を記載し、速やかに市に提出しなければならない。

- (1) 感染症に罹患した者の状況
- (2) 求める支援の内容、期間及びその場所
- (3) その他市が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事由があると認められる場合は、口頭による要請を行うことができる。ただし、後日速やかに支援要請書を提出しなければならない。

3 市は、前2項の規定による要請があつた場合は、速やかに事務局会議の意見を聴き、支援の要否について決定しなければならない。

4 市は、前項の規定により支援を要すると認めた場合は、支援対象登録介護事業所等以外の登録介護事業所等に支援内容回答書(様式第5号)により、支援の要請をしなければならない。この場合において、要請を受けた登録介護事業所等は、速やかに要請に対する回答をするものとする。

5 市は、前項の規定による回答をもとに、支援の内容その他必要な事項について決定し、支援実施書（様式第6号）により、速やかに支援対象登録介護事業所等に通知しなければならない。

6 第3項の事務局会議は、次に掲げる組織から市があらかじめ指名した者及び新型コロナウイルス感染症に関する知見を有する者で構成する。

(1) 恵庭市保健福祉部介護福祉課及び障がい福祉課

(2) 恵庭市在宅医療・介護連携支援センター

(3) 恵庭市地域包括支援センター

(4) 恵庭市障がい者総合相談支援センター

（支援の実施）

第8条 市は、前条第5項の規定に基づく決定により支援を要請する登録介護事業所等（以下「支援実施登録介護事業所等」という。）に対し、支援実施依頼書（様式第7号）により支援対象登録介護事業所等への支援を要請しなければならない。

2 支援実施登録介護事業所等から支援対象登録介護事業所等に職員が派遣された場合にあっては、当該職員の服務に関する事項は、支援対象登録介護事業所等が行う。

3 前項に規定する場合において、当該職員が支援対象登録介護事業所等及びその利用者に損害を与えた場合、当該損害は、支援対象登録介護事業所等が補填する。ただし、特別な事情があると認める場合は、支援実施登録介護事業所等と支援対象登録介護事業所等の協議により決定する。

4 支援の実施に要した費用は、支援実施登録介護事業所等と支援対象登録介護事業所等の協議により決定する。

（情報共有）

第9条 支援対象登録介護事業所等は、次の各号に掲げる事項を恵庭市在宅医療・介護連携支援センターに口頭及び電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。）により報告するものとする。

(1) 新型コロナウイルス感染症にり患した者の数

- (2) 新型コロナウイルス感染症に罹患した可能性があるとして検査を受けている者（当該支援対象登録介護事業所等の職員及び利用する者に限る。）の数
- (3) 今後の営業の有無
- (4) 営業を自粛する場合における当該自粛の期間
- (5) その他市が特に必要と認める事項

2 前項の規定による報告を受けた恵庭市在宅医療・介護連携支援センターは、同項の報告に関する事項を、登録介護事業所等のみが閲覧することができるホームページにおいて公開するものとする。

3 登録介護事業所等は、前項の規定により公開された情報をみだりに外部に提供してはならない。ホームページを閲覧することができる権限の付与についても同様とする。

4 第2項の規定による公開は、恵庭市在宅医療・介護連携支援センターが適宜行うことができる。この場合において、恵庭市個人情報保護条例（平成9年条例第1号）の規定に準じた取扱いをしなければならない。

（補則）

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、恵庭市が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月6日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年1月12日から実施する。